(三) 道路の区域

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
名古屋市南区東又兵ヱ町四丁目二三番二から同市南区東又兵ヱ町三丁目四二番一まで	前	四六・三六～七二・三三メートル	〇〇・二四五キロメートル
	後	五三・〇〇～七二・三三	〇〇・二四五

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第二百十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号

(三)

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長
豊田市小田木町大下四八番一から同市小田木町大下四八番まで	前	一二・二七～四〇・四九メートル	〇〇・一〇三キロメートル
	後	一二・二七～七六・六五	〇〇・一〇三

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第二百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百五十三号

(三)

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
豊田市明川町岩立八番六五から同市小田木町大下四八番一まで	前	A　六・八〇～一六五・七〇メートル	三・二五八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　六・八〇～一六五・七〇 B　一一・五〇～五六・九九	三・二九六 二・二五九	

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中部地方整備局告示第二百十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 路線名　十九号

(二) 供用開始の区間　瑞浪市土岐町字足ヶ洞三三七一番一から同市釜戸町字百田六八七番一まで

(三) 供用開始の期日　平成二十五年十二月二十日

○中部地方整備局告示第二百十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　中部地方整備局長　梅山　和成

(一) 路線名　二十三号

(二) 供用開始の区間　名古屋市南区港東通二丁目二一番から同市南区東又兵ヱ町一丁目三二番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

(三) 供用開始の期日　平成二十五年十二月二十日

(四) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局名古屋国道事務所

○中国地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

五十四号　広島市安佐北区可部五丁目一二二六番二から同市安佐北区可部七丁目五七三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局広島国道事務所

(二) 供用開始の期日　平成二十五年十二月二十日

○中国地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三)

区間	変更前 後別	敷地の幅員	延長	備考
鳥取県西伯郡大山町田中字屋敷下通九三四番二から同町西坪字吹上四八三番二まで	前	A　一〇・二〇～一四・三三メートル B　一〇〇・二〇～一〇〇・六一	六二・〇〇キロメートル 三一五・五八	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一〇・二〇～一四・三三 B　一〇〇・二〇～一〇〇・六一	九・一〇五キロメートル 八・四七八 九・一〇五 八・九六六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百七十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　中国地方整備局長　栗田　悟

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　九号

(三) 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
鳥取県東伯郡琴浦町大字梅田字中峰三四三番一から同県西伯郡大山町名和字東八重谷八九六番九まで	一〇・六五～二〇二・五〇メートル	九・〇七五キロメートル

(四) 指定する期日　平成二十五年十二月二十一日

○中国地方整備局告示第百七十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二十日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二十日　中国地方整備局長　栗田　悟

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

九号　鳥取県東伯郡琴浦町大字梅田字村ノ谷奥西平三四五番一から同県西伯郡大山町名和字西八重谷一一三八番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）　中国地方整備局及び同局倉吉河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年十二月二十一日